

板橋区介護者こころの相談事業実施要綱

(平成29年3月21日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者を介護する家族に対して、臨床心理士による相談事業（以下「板橋区介護者こころの相談事業」という。）を実施することにより、介護者の心理的不安の解消を図り、介護者のうつ予防、高齢者虐待防止に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 板橋区介護者こころの相談事業の対象者は、区内に在住し、概ね65歳以上の高齢者を介護する家族又は支援者で次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高齢者の介護に悩みを持つ者
- (2) 介護者自身が介護疲れにより精神的に不安定となっている者
- (3) 介護ストレス等から自ら虐待者となりうる恐れを感じている者

(介護者こころの相談員の設置)

第3条 板橋区介護者こころの相談事業を実施するため、板橋区介護者こころの相談員（以下「相談員」という。）を置く。

(相談員の業務)

第4条 相談員の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護による心理的負担の軽減を図るための助言
- (2) 介護者自身のストレスマネジメントの方法に関する助言
- (3) 認知症高齢者の精神症状に対応するための助言
- (4) うつ症状を始めとする精神障がい等へ対応するための助言
- (5) 家族交流会等では対応できない高齢者への虐待に対するこころのケア
- (6) 適切な支援機関への勧奨

(相談員の委嘱)

第5条 相談員は以下の要件をすべて満たす者のうちから、板橋区長が委嘱する。

- (1) 臨床心理士の資格を有すること。
- (2) 介護者の心的苦痛に深い理解があり、支援に熱意を有する者であること。
- (3) 介護者に対する相談業務を3年以上経験していること。
- (4) 心身ともに健全であること。

(任期)

第6条 相談員の任期は、委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、補欠の

相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(服務)

第7条 相談員は業務の遂行にあたり、個人の人格を尊重し、誠実に行わなければならない。

2 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(実施方法)

第8条 事業の実施方法は次に掲げるとおりとする。

- (1) 支援関係者又は本人からの事前予約制とする。
- (2) 年間事業計画により、年間相談回数を定めるものとする。
- (3) 相談には、保健師又は福祉職であるおとしより保健福祉センター職員(以下「職員」という)が同席する。
- (4) 相談は対象者一人に対して原則1回とするが、必要に応じて再相談も可能とする。
- (5) 相談に同席した職員は相談員の助言を踏まえ、適切な医療適用及び支援機関への勧奨等必要な支援を講ずるものとする。

(実施場所)

第9条 相談は、おとしより保健福祉センター又は区内公共施設の適当と認められる室内で行う。

(記録の保存)

第10条 相談内容は職員が記録票へ記載し、相談を実施した日から5年間保存する。

(謝礼)

第11条 相談員に対し、謝礼を支払うことができる。

(担当)

第12条 板橋区介護者こころの相談事業は、健康生きがい部おとしより保健福祉センターが実施する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、板橋区介護者こころの相談事業に関する必要な事項については、健康生きがい部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。